

令和2年10月13日

長岡京市長 中小路 健吾 様

長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会  
会 長 本 多 滝 夫

諮 問 事 項 に 関 す る 答 申

令和2年9月14日付け2長対広第51号で本審議会に対して諮問のありました下記の事項について意見等を取りまとめましたので、別紙のとおり答申します。

記

- 長岡京市個人情報保護条例第8条第2項第5号の規定に基づく本人以外からの個人情報の収集及び同条例第9条第1項第5号の規定に基づく個人情報の外部提供について
  - ・ 不法投棄監視カメラの設置に伴う個人情報の収集及び外部提供について

以上

## 答 申 書

答 申 番 号	令 2 - 8	答 申 日	令和 2 年 1 0 月 1 3 日
審 議 件 名	不法投棄監視カメラの設置に伴う個人情報の収集及び外部提供について		
審 議 日	令和 2 年 9 月 1 8 日		
内 容			
<p>本件は、不法投棄監視カメラの設置に伴う、長岡京市個人情報保護条例第 8 条第 2 項第 5 号の規定に基づく本人以外からの個人情報の収集及び同条例第 9 条第 1 項第 5 号の規定に基づく個人情報の外部提供について本審議会に諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、所管課である環境政策室から説明を受け、以下のとおり確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内において家電四品目をはじめ廃棄物の不法投棄が、年々増加している。</li> <li>・看板の設置やパトロールを強化しても大きな効果が得られないことから、不法投棄の未然防止を図り、かつ、原因者を把握することを目的として、監視カメラを設置し、必要に応じて警察に情報提供するものである。</li> <li>・不法投棄が多発している場所と不法投棄のおそれがある場所から 2 か所を選定して監視カメラを設置（場所は状況に応じて変更する。）し、作動していることを示す看板を設置する。また、南京錠等により施錠する。</li> <li>・監視カメラ管理責任者（環境政策室長）を置き、基本的に作業を行うのは、環境政策室職員に限るものとする。また、監視カメラの適切な設置と管理運用を行うため、「長岡京市不法投棄監視カメラ設置及び管理運用要領」及び「長岡京市不法投棄監視カメラ運用方針」を定める。</li> </ul> <p>本審議会は、審議の結果、以下の意見を付したうえで、個人情報を収集すること及び外部提供することについては問題ないとの結論に達した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人情報の収集             <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 監視カメラの設置に当たっては、民家に入入りする者がカメラに映り込むことを避ける等、設置目的の達成に必要な範囲内でカメラの方向に十分注意すること。</li> <li>イ 画像、特に監視カメラに映り込んだ不法投棄の原因者以外の者に係る画像は、適切に管理すること。また、必要な保管期間を過ぎた画像データは、速やかに、確実に消去すること。</li> </ol> </li> <li>2 個人情報の外部提供             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 監視カメラの設置目的である違法行為（不法投棄）の摘発に係る画像の閲</li> </ol> </li> </ol>			

覧又は画像データの提供

ア 長岡京市個人情報保護条例第9条第1項第1号から第4号までに該当する場合は、画像を閲覧させ、又は画像データを提供することができるが、監視カメラの設置目的の範囲内に限ること。

イ 監視カメラの設置目的を達成するために外部提供することが必要であると市長が認める場合は、画像を閲覧させ、又は画像データを提供することができるが、市が被害届の提出又は告訴・告発をする場合に限ること。

② 不法投棄以外の事件、事故等に係る外部提供

ア 画像の閲覧については、長岡京市個人情報保護条例第9条第1項第1号から第4号までに該当する場合は可とするが、最小限必要な場合に限ること。

イ 画像データの提供については、本人の同意がある場合や、人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められる場合のほか、裁判官が発する令状に基づく場合又は捜査関係事項照会（刑事訴訟法第197条）に対して、提供が必要であると市長が認める場合に限ること。